

食品ロス削減推進法の施行に伴う事業者、家庭 および日本政策投資銀行の取り組み

1. 食品ロスの削減の推進に関する法律(「食品ロス削減推進法」)の概要

- 本年5月、「食品ロスの削減の推進に関する法律(以下「食品ロス削減推進法」とする。)」が成立し、10月1日の施行が予定されている。
- 同法は、「まだ食べることができる食品」である食品ロスの削減に関し、国、地方自治体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としている。
- 同法の主な構成は「図表1」のとおりである。食品ロスの発生源は、食品関連事業者(食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業)および一般家庭であり、双方が、国や地方自治体とともに食品ロス削減に向けて取り組むことが望まれる。
- 関係省庁では、令和2年度概算要求において、食品ロス削減推進調査(消費者庁)、食育推進(文部科学省)、フードバンク活動支援(農林水産省)、流通効率化(経済産業省)、3R推進(環境省)などを掲げており、今後官民挙げた取り組みが拡がることが期待される。

図表1 食品ロス削減推進法の構成

事項	内容	該当条文
定義	・「食品ロス削減」とは、まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組をいう	第2条
責務等	・国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割を明らかにし、関係者は連携協力を努める	第3条～第7条
食品ロス削減の推進	・食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進する	第8条
食品ロス削減月間	・10月を食品ロス削減月間とする(10月30日は食品ロス削減の日)	第9条
基本方針等	・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定する ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定するよう努める	第11条～第13条
基本的施策	・国および地方公共団体は、食品ロスの削減に向けて必要な施策を講じる (例:消費者・事業者に対する知識の普及啓発、情報の収集・提供、フードバンク活動の支援等)	第14条～第19条
食品ロス削減推進会議	・内閣府に、関係大臣および有識者を構成員とする食品ロス削減推進会議を設置する	第20条～第25条

(出所)同法および消費者庁資料をもとに日本政策投資銀行作成

図表2 今後の想定スケジュール

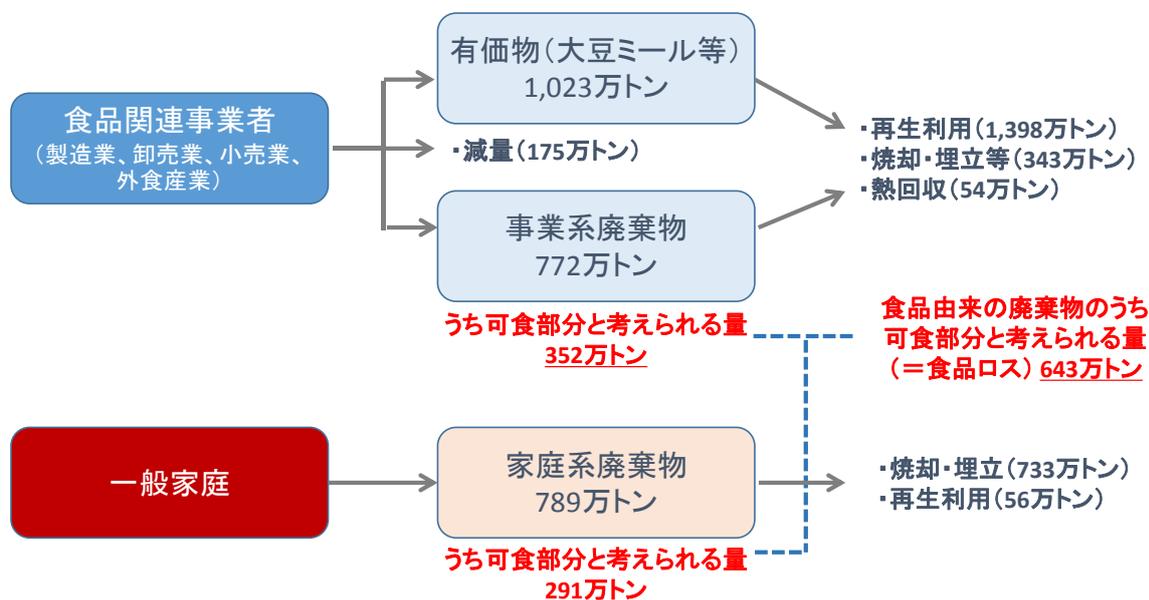
2019年10月1日	食品ロス削減推進法施行
2019年10月(予定)	同法に基づく食品ロス削減月間
2019年11月(目処)	第1回 食品ロス削減推進会議
2020年2月(目処)	第2回 食品ロス削減推進会議にて基本方針策定

(出所)消費者庁資料をもとに日本政策投資銀行作成

2. 食品ロス削減の意義

- 食品ロスの削減は、まだ食べられるものを捨てないという道徳的な意義だけでなく、社会的、経済的な意義を有する。食品・原材料の生産、流通、販売には、多大なコストやエネルギーを要しており、食品ロスの削減を通じてこれらを圧縮することができる。とりわけ我が国は食料自給率(カロリーベース)が40%弱であり、食品の多くを海外からの輸入に頼っていることから、物流面でのコストや環境負荷も大きい。
- 我が国の2016年度の食品ロスは、643万トンであったと推計されている。これは、同年度の全国一般廃棄物の排出量(4,317万トン)の約15%に相当する。
- 環境省のデータによれば、同年度、全国市町村等が負担した一般廃棄物の処理事業経費は、約2兆円(=1万トンあたり約4.5億円)であった。この事業経費率を準用して食品ロスの処理コストを簡便的に試算すると、総額で約2,900億円(643万トン×4.5億円)である。仮に食品ロスを半減させることができれば、1,500億円近くの廃棄コストを圧縮することにつながり得る。ただし、これは廃棄物処理に関する金額のみであり、店頭からの食品ロスの除去に係る人件費など、社会全体で負担するコストはより大きいと推定される。
- また、食品ロスの削減は、国際的な関心の高まりに応えるものでもある。国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、SDGs(持続可能な開発目標)中に、2030年までに世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させる点(ターゲット12.3)が盛り込まれている。
- なお、我が国でも、第四次循環型社会形成推進基本計画(2018年6月閣議決定)において、家庭系食品ロスを、また食品リサイクル法に基づく基本方針(2019年7月公表)において、事業系食品ロスを、それぞれ「2030年度までに2000年度比で半減する」との目標が設定されている。
- 今般の食品ロス削減推進法の施行や今後の国の基本方針、自治体の推進計画策定を通じて、これまで以上に、消費者、事業者双方における食品ロスの削減が進むことが期待される。

図表3 食品廃棄物と食品ロス推計値(2016年度)



(出所)環境省「食品廃棄物等の利用状況等<概念図>」をもとに日本政策投資銀行作成

図表4 全国一般廃棄物の処理事業経費(2016年度)

・総排出量	4,317万トン (A)
・処理事業経費	19,606億円 (B)
・1万トン当り処理事業経費	4.54億円 (B) ÷ (A)

(出所)環境省「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」をもとに日本政策投資銀行作成

3. 食品ロス削減の取り組みと波及効果

- 食品ロス削減の気運が高まるにつれて、食品関連事業者においても対策に取り組む動きが見られる。代表的な取り組みとしては、いわゆる「1/3ルール」の見直しと賞味期限の年月表示化が挙げられる。
- 「1/3ルール」とは、小売業者が賞味期間の1/3を過ぎた商品を入荷しないという商習慣で、賞味期限まで十分時間がある段階でも返品の対象となるなど、食品ロス発生要因の1つとされてきた。また、賞味期限の年月表示化は、年月日表示の「日」を切り捨てて年月表示とすることであり、「日」まで表示した場合、消費者の過度な鮮度志向によって1日でも新しいものが先に売れていく傾向が見られ、食品ロスの発生につながってきた。
- これらは、フードチェーン全体の課題として、2012年度に農林水産省が設置した「食品ロス削減のための商習慣検討ワーキングチーム」により、製造業、卸売業、小売業の大手各社による話し合いが実現し、見直し・改善の動きが進んでいる。
- 一方、家庭においては、食べ切りを推進するため、計画的な買い物や在庫管理、期限表示について理解することなどが必要である。
- 近年、食品ロス対策を効率的・効果的に行うため、気象情報に基づいた需要予測の精緻化や、廃棄せざるを得ない商品のアプリによる店舗と消費者とのマッチングなど、ICTの活用が進んできている。今後、AI、IoTといった先端技術をいかに導入していくかという点も、食品ロスの削減を加速するに当たって重要な鍵となろう。
- 食品ロス対策は、食品廃棄量の減のみならず食品生産量・流通量の適正化にもつながる。消費されない食品を流通させ、店舗で管理し、廃棄することは、食品関連業界全体に経済的損失を生じさせることから、各事業者の食品ロス対策への取り組みは、業界の効率化、労働生産性の向上に資するものである。
- また食品ロス対策は、食料自給の改善など食料安全保障の観点からも重要である。加えて、食品ロス削減によって食料生産量・流通量が適正化すれば、食品の生産から廃棄までの過程で要するエネルギーの削減や、水資源・土地利用の効率化など環境保護にも効果が期待できる。

図表5 食品関連事業者・家庭の主な取り組みと波及効果

取り組み		製造	卸売	小売	外食	家庭
1/3ルールの見直し	ICT活用による効率化	○	○	○		
賞味期限の年月表示化		○				
賞味期限の延長		○				
需要予測の精度向上		○	○	○	○	
売り切り			○	○		
小容量販売、バラ売り				○		
食べ切り					○	○
持ち帰り					○	
フードバンクへの寄付		○	○	○	○	

食品廃棄量の減、食品生産量・流通量の適正化

《波及効果》

○食品関連業界の効率化・労働生産性の向上

○食料安全保障
・食料自給の改善
・もったいない精神の醸成

○環境保護
・消費エネルギーの削減
・水資源や土地利用の効率化

(食品ロス削減に関連する主なSDGsのターゲット)

2.1 飢餓の撲滅、2.4 持続可能な食料生産システムの確保
8.2 高いレベルの経済生産性
12.3 食料廃棄の半減、食品ロスの減少
13.2 気候変動対策

等



(出所) 各種報道資料をもとに日本政策投資銀行作成

4. DBJ環境格付における食品関連企業の取り組み評価

- DBJでは、独自に開発したスクリーニングシートにより企業の環境配慮への取り組みを評価し、その評価結果を融資条件に反映させる、DBJ環境格付融資(以下、「環境格付」という。)を2004年より運用している。2019年3月末時点の累計評価件数は655件、累計融資金額は約1.4兆円に達する。
- 環境格付の評価基準は、企業のマネジメントシステムなど体制全般を確認する「経営全般事項」、事業価値と環境価値の両立を目指す具体的な取り組みを確認する「事業関連事項」、環境負荷データの推移を定量的に確認する「パフォーマンス関連事項」の3つの柱から構成される。評価にあたっては、企業活動が環境に与える正負のインパクトを踏まえて重要環境課題を特定し、リスク低減または事業機会の獲得に向けて全社で取り組む、事業と一体となった環境活動を重視している。食品ロス削減関連では、廃棄物の削減に向けた施策や、環境に配慮した独自のエコプロダクトなどの項目において、企業の取り組みを評価している。
- 食品ロス削減に向けた事業者の具体的評価事例として、日本水産株式会社は、サステナビリティの重要課題のひとつにフードロスを掲げ、削減に向けた2030年の目指すべき姿及び中長期目標を定め、生産過程での規格外品削減、缶詰製品の年月表示化や冷凍食品等での賞味期限延長の検討、従業員・消費者の意識啓発など多面的な取り組みを行っている。そのほか、小売事業者による小分けパック・ばら売り商品の拡充や、高い精度の客数予測に基づく発注管理を通じ食品廃棄物を低減させる取り組みのほか、外食事業者による来店者の完食を促すイベントの実施などの事例があげられる。
- また、森永乳業株式会社が、無菌環境下で充填・包装する独自のロングライフ製法を用いて長期保存可能な製品を開発し、製品の開発・拡販による事業価値拡大とフードロス削減を両立させている取り組みは、まさに本業を通じて社会課題解決に貢献する好例といえよう。
- 食品関連企業にとって食品ロス削減に取り組むことは、環境負荷低減というリスク管理(守り)の側面だけでなく、事業コストの削減や生産性向上、新製品の開発等の財務価値拡大や、能動的な情報発信を通じた企業ブランドの向上といった機会獲得(攻め)の側面があり、ステークホルダーからの要請や事業実態に応じた積極的な取り組みが各社に求められる。
- 食品ロス削減推進法の施行を受け、官民挙げての対応が進むと思われるが、DBJとしても格付評価と対話を通じ、関連する取り組みを行う企業の環境経営をより一層積極的に支援していきたい。

図表6 日本水産株式会社のサプライチェーン全体を通じたフードロスの削減取り組み例



(出所)日本水産株式会社提供

図表7 森永乳業株式会社のロングライフ製法と製品例



(出所)森永乳業株式会社提供

(お問い合わせ先)

株式会社日本政策投資銀行
〒100-8178 東京都千代田区大手町1丁目9番6号
大手町フィナンシャルシティ サウスタワー

産業調査部: 仲倉、新川、福井
03-3244-1840

サステナビリティ企画部: 八矢、山崎
03-3244-1170

©Development Bank of Japan Inc. 2019

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引等を勧誘するものではありません。本資料は当行が信頼に足ると判断した情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性・確実性を保証するものではありません。

本資料のご利用に際しましては、ご自身のご判断でなされますようお願い致します。本資料は著作物であり、著作権法に基づき保護されています。本資料の全文または一部を転載・複製する際は、著作権者の許諾が必要ですので、当行までご連絡下さい。著作権法の定めに従い、引用・転載・複製する際は、必ず、『出所:日本政策投資銀行』と明記して下さい。